

## 第1章 総 則

### 第1条 (定 義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとする。

- 「データコム」とは、株式会社ゼンリンデータコムをいうものとする。
- 「本システム」とは、本サービス（第③号に定義される）を提供するためにデータコムが管理・運用するサーバー、回線、専用機器等の一連のシステムをいいます。
- 「本サービス」とは、データコムがサービス契約（第⑤号に定義される）に基づき提供するデータコム所定の地図作成サービス「Area Cutter（日本語版）」又は「Area Cutter（多言語版）」を意味するものとする。
- 「お客様」とは、本約款の内容を承諾するうえ、本約款に基づきデータコムに対して本サービスの使用を申込み、データコムが定める申込を承諾した者を意味するものとする。
- 「サービス契約」とは、本サービスに関してお客様及びデータコム間で締結する契約を意味するものとし、本約款、お客様からデータコムに提出されるデータコム所定の申込書（以下「申込書」という）に対して、データコムからお客様へ提出されるデータコム所定の確認書（以下「確認書」という）に定める「使用内容」及び「特記事項」を指すものとする。
- 「ID 等」とは、本サービスを使用するための認証ID 及びパスワードをいいます。
- 「対象機器」とは、お客様の社内 LAN に接続された端末機器及び社内業務で使用する端末機器をいひ、日本国内に設置され且つ使用されるものをいいます。
- 「アクセス権者」とは、対象機器を使用するお客様の従業員又は役員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。
- 「本データ」とは、本サービスにおいてデータコムから提供される地図データ、住所・施設データ、一般地図アイコン、その他各種データをいひ、日本語又はデータコムで提供可能な言語（以下「多言語」という）により提供されるデータを含みます。
- 「本プログラム」とは、お客様がサービス契約においてアプリ版を選択した場合、対象機器にインストールされるデータコム所定の地図ビューワプログラムをいいます。
- 「再頒布者」とは、サービス契約に記載された再頒布者を意味するものとする。
- 「再頒布先」とは、サービス契約に記載された再頒布先を意味するものとする。

#### 第2条 (約款の適用)

本約款は、第4条に定め、確認書の記載内容などとともに、お客様とデータコム間の本サービスに関するサービス契約の内容の一部を構成するものとし、本サービスをお客様が使用することに関する一切に適用されるものとする。

#### 第3条 (本サービスの内容)

- データコムは、本サービスの内容及び使用料を変更することができるものとする。変更があった場合は、データコムは、緊急に変更を行う必要がある場合を除き、変更内容をお客様に事前通知するものとする。
- お客様に対する具体的なサービス内容及び当該サービスの使用料金はサービス契約に定める通りとする。

## 第2章 (サービス契約の成立及び終了)

### 第4条 (サービス契約の成立)

- お客様は、申込書に必要な事項を記載したうえ、データコムに提出して、本サービスのサービス契約の申込を行うものとする。なお、お客様は本約款を承諾のうえかかる申込を行うものとし、お客様が申込を行った時点で、データコムは、お客様の承諾書の内容を承諾しているものとみなします。
- サービス契約は、データコムが前項の申込書を受領した後、お客様が確認書を交付した時点で成立するものとする。
- サービス契約の内容は、本約款及び確認書によって定められるものとする。なお、本約款と確認書の規定が異なる場合、特に確認書において本約款の適用をしない旨を定め、限り、本約款の規定が優先するものとする。

### 第5条 (サービス契約の期間)

サービス契約の有効期間は、サービス契約の成立日または確認書に定める使用期間が満了する日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までにお客様又はデータコムから相手方へ別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続し、以後も同様とする。

### 第6条 (契約の解除)

お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、データコムは、サービス契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- サービス契約に違反し、データコムが定める違反の是正を催告した後10 日以内に見正されない 場合
- 申込書その他各種書類の記載内容が事実と異なる場合
- 手形、小切手を不渡りとし、又は支払停止になった場合
- 監督官庁から営業許可、停止等の処分を受けた場合
- 第三者より盗用、仮盗用、仮処分、強制執行若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- 破産、特別清算、民事再生手続の申立を受け、又は自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状に重大な不安が生じた場合
- 解散、滅亡、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- 前各号のいずれが生ずるおそれがある場合

## 第3章 (本サービスの提供)

### 第7条 (ID 等の交付)

データコムは、サービス契約に定める本サービス使用期間開始日までに、データコム所定の方法に定め、お客様に対しID 等を交付し、次次の検査をもって

本サービスを提供することができるものとする。

### 第8条 (検 査)

- お客様は、データコムからID 等を受領した日から7 日以内（以下「検査期間」という）に、本サービスの提供を受けられるか否か検査するものとし、その結果をデータコムに通知するものとする。
  - 前項の検査の結果、データコムから本サービスの提供を受けることができない旨の通知を受領した場合、データコムは速やかに調査、修正又は再設定等を行い、お客様による再検査を受けるものとする。
  - データコムは、検査期間中にお客様からデータコムに対し検査結果に係る何らの通知もなされなかった場合、検査期間満了日をもって第1 項に定める検査に合格したものとみなす。
- ### 第9条 (本サービスの中断・中止)
- データコムは、本サービスの改善などの理由により、お客様に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加又は削除を行うことができるものとする。
  - データコムは、以下各号のいずれかに該当する場合、お客様に事前の通知をすることなく一時的に本サービスを中断することができるものとする。
    - 本システムのサーバー保守・点検を行う場合
    - データコムが、運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断した場合
    - 本システムその他のシステム障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
    - 第11 条に定める使用料の支払いが滞りし、データコムの催告後10 日以内に見正されない 場合
    - 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力又はデータコムに帰さない事由により本サービスの提供が不可能となった場合
  - データコムは、データコムの事前により本サービスを中止する場合は、お客様に事前ご通知するものとする。

## 第4章 (本データの使用許諾)

### 第10条 (本データの使用許諾)

データコムは、お客様に対して、本データの使用に関連する以下の権利を非独占的に許諾します。

- アプリ版
  - お客様がサービス契約においてアプリ版を選択した場合、対象機器に本プログラムをインストールすること。
  - 対象機器上で本データを閲覧すること。
  - 本データ上で、CSV ファイル化したお客様の顧客情報等のデータ（以下「顧客データ」という）をアイコン表示等で表現すること。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データのうち地図データの表記を日本語からデータコムがお客様に対し提供可能な言語を選択し、変換すること。また、言語表記を変換した後の地図データについても、本データと同一の取り扱いをすること。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データから地図上の任意の地点の緯度及び経度を算出し、顧客データの一部に組み込むこと。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データのうち地図データにユーザー位置等の情報を追加すること。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データのうち地図データ（第③号）より顧客データが表現されたもの又は第⑤号により追加された情報を含む）をデータコム指定の形式で対象機器にダウンロード及び保存し、当該保存した地図画像（以下「地図画像」という）をお客様の業務内で使用すること。ただし、地図画像の使用期間は、サービス契約の有効期間中（第5 条によりサービス契約が更新された場合の当該サービス契約の有効期間を含む）とする。
- 地図画像を、電子メールに添付し、お客様が所属機関で送信し使用させること（添付された地図画像を印刷し使用させることを含む）。
  - 地図画像を以下の目的において複製料を印刷出力すること（印刷出力された地図画像を、以下「印刷地図」という）。
    - お客様の社内（内部）での利用（印刷地図サイズはA3 サイズ以下）
    - お客様の店舗での掲示利用及び再配布者への掲示、頒布（印刷地図サイズはA3 サイズ以下）
    - 折込チラシ・フリーペーパー等の配布利用（印刷地図サイズは15cm×15cm 以下）
  - 再頒布者に対し、印刷地図を頒布した上、サービス契約に記載された条件の下で、再頒布先へ再頒布し、使用させること。
- Web サイト掲載を申し込んだ場合に限る。地図画像を、以下の条件において、お客様の管理・運用する Web サイトに掲載利用すること。
  - 掲載する Web サイトは、サービス契約に記載された URL に限ること。
  - 地図画像のファイル形式は、BMP・GIF・JPG・PNG・PDF・TIFF 形式のいずれかとすること。
  - 地図画像のサイズは、500×500 ピクセル以下とすること。
- WEB 版
  - 対象機器上で本データを閲覧すること。なお、本サービスのうち「Area Cutter(多言語版)」の利用者は、日本語又は多言語のうちいずれかの言語を選択することにより本データを閲覧すること。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データから地図上の任意の地点の緯度及び経度を算出し、顧客データの一部に組み込むこと。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データのうち地図データにユーザー位置等の情報を追加すること。
  - 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データのうち地図データ（第③号）より追加された情報を含む）をデータコム指定の形式で対象機器にダウンロード及び保存し、当該保存した地図画像（以下「地図画像」という）をお客様の業務内で使用すること。ただし、地図画像の使用期間は、サービス契約の有効期間中（第5 条によりサービス契約が更新された場合の当該サービス契約の有効期間を含む）とする。
- 地図画像を、電子メールに添付し、お客様が所属機関で送信し使用させること（添付された地図画像を印刷し使用させることを含む）。

## 【AreaCutter】使用約款

(6)地図画像を以下の目的において複製料を印刷出力すること（印刷出力された地図画像を、以下「印刷地図」という）。

- お客様の社内（内部）での業務利用（印刷地図サイズはA3 サイズ以下）
- お客様の店舗での掲示利用及び再配布者への掲示、頒布（印刷地図サイズはA3 サイズ以下）
- 折込チラシ・フリーペーパー等の配布利用（印刷地図サイズは15cm×15cm 以下）
- 再頒布者に対し、印刷地図を頒布した上、サービス契約に記載された条件の下で、再頒布先へ再頒布し、使用させること。

(7)Web サイト掲載を申し込んだ場合限り、地図画像を、以下の条件において、お客様の管理・運用する Web サイトに掲載利用すること。

- 掲載する Web サイトは、サービス契約に記載された URL に限ること。
- 地図画像のファイル形式は、GIF・JPG・PNG 形式のいずれかとすること。
- 地図画像のサイズは、500×500 ピクセル以下とすること。

## 第5章 (使用料及び支払)

### 第11条 (使用料及び支払)

本サービス提供の対象及び本データのロイヤリティ（以下あわせて「使用料」という）並びにこれらの支払方法はサービス契約に定める通りとする。

### 第12条 (償還金)

お客様は、使用料の支払が支払期日から1ヶ月以上遅延したときは、データコムに対して支払期日の翌日から起算した遅延日数に応じて、使用料に年6%の延滞金を付加して支払うものとする。

## 第6章 (責 任)

### 第13条 (お客様の遵守事項)

お客様は、以下の事項を遵守するものとする。

- サービス契約に記載された使用目的の範囲内で、本サービスを利用すること。
- アクセス権者限り、データコムに本データの送信を求めさせること。
- ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- データコムの指定する使用環境を確保・維持すること。
- サービス契約で明示的に許諾される場合を除き、本プログラム又は本データの全部又は一部を、複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと（ただし、本プログラムにあっては、著作権法第20 条第2 項第3 号、第4 号に該当する場合も除くものとする）。
- サービス契約で明示的に許諾される場合を除き、本データ（併集の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む）の全部又は一部を、有償無償を問わず、又、譲渡・使用許諾、送呈その他の方法及び形態の如何を問わず、第三者に使用させないこと。
- 地図画像を印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。ただし、事前にデータコムの許諾を得た場合はこの限りではないものとする。
  - 印刷地図を第10 条第1 項第⑧号及び同条第2 項第⑨号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - データコムの指定する著作権表示及び管理番号を印刷地図上又は印刷地図の周囲に表示させること。
  - 印刷地図を製本、冊子、フタリング等の特定の形態として使用及び利用しないこと。
- 地図画像を、Web サイトに掲載する場合は、事前にデータコムに別途、許諾を受けるものとし、以下の事項を遵守すること。
  - 第10 条第1 項第⑧号及び同条第2 項第⑨号所定の条件以外の条件において掲載利用しないこと。
  - 複数の地図画像をつなぎあわせて掲載利用しないこと。
  - データコムの指定する著作権表示及び管理番号表示を地図画像上又は地図画像の周囲に行うこと。
- 再頒布者に対し、印刷地図の使用に関し、本条で規定された事項を遵守させ、再頒布者が当該事項に違反した場合は、お客様が全ての責任を負うことについて異議を申し立てないこと。

### 第14条 (第三者の知的財産権の侵害)

- 本サービス、本プログラム又は本データ(以下、「本サービス等」という)が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者がデータコムに対して、使用差止、損害賠償等の請求（節制を含む。）以下「侵害届出」という）をした場合は、データコムは、侵害届出に関し必要と認めるときは、データコムの判断により、次のいずれかの措置をとるものとする。ただし、これらの措置が合理的に見てとり得ない場合は、データコムは、サービス契約を終了し、当該侵害届出が発生した時点までに受領した使用料（ただし、過去12 ヶ月間に受領した使用料の総額を限度とする。）をお客様に償還するものとする。

- 本サービス等の複製使用権の確保
  - 侵害回避のための本サービス等の修正又は本サービス等の提供方法の変更
- 本サービス等が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者がお客様に対して、侵害届出をした場合において、これによりお客様に損害が生じたときは、お客様は、データコムに対し、当該侵害届出が発生した時点までに受領した使用料（ただし、過去12 ヶ月間に受領した使用料の総額を限度とする。）を上限として、お客様の損害被った現実かつ通常損害の賠償を請求できるものとする。ただし、お客様が、侵害届出の発生を遅滞なくデータコムに通知すること、及びお客様が当該侵害・解除に際して、事前にデータコムの同意を得ることを条件とする。
  - 第1 項及び第2 項の定めにかかわらず、データコムは、本サービス等若しくは地図画像又は印刷地図が複製・加工・改変されたことに起因する場合、及びその他データコムの責めに帰すべからざる事由による場合については、何らの責任も負わないものとする。

### 第15条 (損害賠償)

- 本サービス等の使用はお客様が責任において行われるものとし、本サービス等に関するデータコムのお客様に対する損害賠償責任は、故意又は重大な過失による場合を除き、直営かつ通常損害の範囲に限られ、又、当該損害の発生した日までにデータコムがお客様から過去12 ヶ月間に受領した使用料の総額を限度とします。

2. 本サービス及び本データに関するデータコムの損害賠償責任は、前条及び本条に規定されるものに限られるものとする。

### 第16条 (不保証及び免責)

- データコムは、本サービス等が完全性、正確性等を有することを保証するものではないものとする。
- データコムは、自己の責に帰すべからざる事由によるもの他、次の各号に定める事項に起因してお客様又は第三者（再頒布者及び再頒布先を含む）との間トラブルが生じた場合又は損害が発生した場合であっても、これらから免責されるものとする。
  - 本データと現実との不一致に起因するトラブル又は損害
  - 本データのうち多言語により提供されるデータ又は多言語地図の全部又は一部の複製物を利用したことによるトラブル又は損害
  - 多言語に交換されたことによる誤字・脱字、地形・道路の位置ずれ、家・敷地の大きさの誤り等、表記上・内容上のトラブル又は損害
  - 第9 条に定める本サービス等の内容の変更、追加又は削除が原因で本サービス等の提供の中断又は中止に起因するトラブル又は損害
  - 自己が合理的に管理し得ない事由に起因するトラブル又は損害
  - 本サービス等若しくは地図画像又は印刷地図が複製・加工・改変されたことに起因するトラブル又は損害
- 本サービス等若しくは地図画像又は印刷地図が複製・加工・改変されたことに起因して、第三者（再頒布者及び再頒布先を含む）がデータコムに対して異議、請求等を行ったときは、お客様の費用負担においてデータコムを助断するものとし、データコムは一切の責任を負わないものとする。

## 第7章 (その他)

### 第17条 (権利の帰属)

本サービス等に関する知的財産権はデータコム又はデータコムに権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

### 第18条 (秘密保持)

- お客様及びデータコムは、サービス契約の履行上知り得た相手方の技術上又は業務上の秘密情報を、サービス契約の履行のためのみに使用し、相手方の事前同意なく、第三者に開示・漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除くものとする。
  - 知った時点で、既に合法的に知得していたか若しくは公知となっていた情報、又は、その後、自己の故意又は過失によらず公知となった情報
  - 相手方の秘密情報によらず、独自に開発、作成した情報
  - 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- お客様及びデータコムは、相手方が、秘密情報を、書面その他の有体物を提供することにより開示する場合には、当該有体物の上に秘密情報である旨を表示するものとし、口頭、その他の有体物（複製以外の形態で開示する場合には、開示前又は開示の際に適切な方法で当該情報が秘密情報である旨を相手方に明示するものとする）。
- お客様及びデータコムは、相手方から開示を受けた秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、理由の如何を問わずサービス契約が終了した場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに当該秘密情報を含む資料、物品等、及びそれらの複製物を返還するものとする。
- 本条第1 項の義務は、別段の合意をした場合を除き、各秘密情報を知った時から3 年間継続するものとし、かかる期間の途中で本契約が終了したとしても同様とする。

### 第19条 (契約終了の効果)

- サービス契約が第6 条第1 項及び第20 条第3 項により終了した場合は、将来に向かってのみ効力を失うものとする。ただし、サービス契約が有効期間の満了又は解除により終了した場合は、第6 条第2 項、第13 条乃至第18 条、第20 条第4 項、第22 条及び附随物の未払いの使用料支払義務は存続するものとする。
- お客様は、サービス契約が期間満了又は第6 条第1 項若しくは第20 条第3 項により終了した場合は、お客様の占有下にある本プログラム及び地図画像（これらの複製物を含む）を消去するものとする。

### 第20条 (反社会的勢力の排除等)

- お客様は、自ら又は自らの役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し承諾します。
  - 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること。
  - 反社会的勢力と何らかの関与をしていること。
  - 反社会的勢力と親密若しくは不慮の関係を又社会的に非難される関係を有していること。
- お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかの行為も行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
  - 反社会的勢力を名義を利用させる行為
  - その他前各号に準する行為
- データコムは、お客様が第1 項又は第2 項に違反した場合、何ら催告をすることなく、直ちにサービス契約を解除できるものとする。
- データコムは、前項よりサービス契約を解除した場合、これによりお客様に生じた損害について何らの責任も負わないものとする。

### 第21条 (本約款の改訂)

- 本約款は、データコムからお客様に事前ご通知のうえ、改定できるものとする。

- データコムは、改定後の約款をサービス契約に適用する場合には、適用開始日の30 日前までに、改定後の約款をお客様ご提示するものとする。
- 前項よりデータコムが改定後の約款を提示した後30 日以内で、お客様より書面による解約の申出があつた場合には、解約希望日をもってサービス契約は解約されるものとする。なお、かかる解約までの間、本約款が適用されるものとする。

- 前項の場合を除き、第2 項に定める適用開始日以降は、本約款が代わりに改定後の約款が適用されるものとする。
- 第3 項よりサービス契約が解約された場合においても、使用料の支払義務は有効に存続するものとする。

### 第22条 (一般事項)

- お客様及びデータコムは、相手方の書面による事前の承諾なくして、サービス契約に基づく権利又は義務を他に譲渡又は担保に供してはならないものとする。
- 本約款に定められる条項は、本サービス提供に關するお客様及びデータコム間の完全な合意と了解事項を表すものであり、本サービス提供に關連して從前になされたあらゆる口頭又は書面による合意、約束及び了解事項を優先するものとする。
- 本約款のいずれかの条項若しくは一部の裁判所により違法又は無効とされた場合であっても、如何なる意味でも本約款の他の条項の有効性・履行可能性に影響を与えないものとする。
- お客様は、本約款によりその使用を許諾される本サービス等の利用に関し、法令や又は規則等を遵守し、お客様の権利等に違反することに生ずる如何なる問題もついて、お客様自身の費用と責任でこれを解決するものとする。
- お客様とデータコム間にてサービス契約の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
- サービス契約については、抵当法の原則を除き、あらゆる点において日本法に従って解釈され、且つ日本法が準拠するものとする。
- サービス契約に關するお客様とデータコム間の審判については、東京地方裁判所を第一審の専屬的合意管轄裁判所とするものとする。

## 以上

施行日：2004 年12 月1 日

改定日：2010 年3 月31 日

改定日：2014 年7 月31 日

改定日：2014 年12 月1 日